

直接受診型歯科健診の流れ

Step 1 予約の電話が入る

《対象事業所・組合》

- ・ 第四銀行健康保険組合
- ・ 新潟県市町村職員共済組合

Step 2 受診者来会

受付で本健診受診券を確認する。（受診券は確認後受診者へ返却）

※歯科健診票は受診券と共に受診者が持参します。

※新潟県市町村職員共済組合が発行している受診券には受診日と歯科医院名を記入する欄がありますので、そちらを記入のうえお返しください。

Step 3 歯科健診の実施・健診結果の判定

歯科健診票の健診項目に基づき歯科健診を実施し、健診結果を判定する。

※歯科健診票の記入については、歯科健康診査マニュアルをご覧ください

※歯科健診票は複写になっています。健診票右下の検査歯科医師名を印鑑で押した場合は、複写されませんので2枚目にも押印してください。

Step 4 歯科保健指導の実施

問診項目及び健診結果に基づいた保健指導を行い、歯ブラシ・パンフレット等を配布する。

《歯科健診票の取り扱い》

- 1枚目(歯科診療所用) : 歯科医院で保管
- 2枚目(事業所・組合作用) : 受診者へ返却
- 3枚目(受診者用) : 受診者に結果説明をして返却

Step 5 会計

健診費用を徴収し、領収証を発行する。

健診費用

1名あたり 税込3,000円

(自費診療・歯ブラシ代含む)

※保険診療による自己負担分は助成の対象にはなりません。

《領収証についての注意事項》レシートは不可
領収証には下記の項目をご記入ください。

- ・ 受診者氏名
- ・ 受診内容（「歯科健診代」と明記）
- ・ 受診年月日
- ・ 医療機関名
- ・ 支払い金額（税込み3,000円）

Check! 最後にご確認ください

- 受診券を受診者にお返りする
- 歯科健診票2枚目・3枚目を受診者にお返りする
- 健診費用税込み3,000円を徴収し、領収証を発行する

直接受診型歯科健診に関するお問い合わせは・・・ **新潟県歯科保健協会** へ

TEL 025-283-0525 FAX 025-283-4746 E-mail ndhs@plum.ne.jp

直接受診型歯科健診 よくある質問

Q&A

受診券の取り扱いはどうすればよいのでしょうか？

対象の事業所・組合（第四銀行健康保健組合、新潟県市町村職員共済組合）が発行した受診券か確認のうえ、本健診を受け付け、受診券をご本人にお返してください。
※新潟県市町村職員共済組合が発行している受診券には受診日と歯科医院名を記入する欄がありますので、そちらを記入のうえお返してください。

記入した歯科健康診査票はどうすればよいのでしょうか？

健診票は3枚複写になっています。1枚目は歯科医院用、2枚目は事業所・組合用、3枚目は受診者への結果のお知らせになっています。1枚目は切り取り、歯科医院で保管してください。2枚目・3枚目は受診者にお返してください。（3枚目は健診結果の説明にチェックを入れてからお返してください。）
※健診票右下の検査歯科医師名を印鑑で押した場合は、複写されませんので2枚目にも押印してください。

健診費用はいくら？

歯ブラシ代等含み税込み3,000円です。保険診療による自己負担分は助成の対象にはならないため、自費診療の扱いになります。

市町村で実施している歯周病検診の受診券と一緒に持ってこられたのですが・・・

基本的に本健診の受診券と市町村で実施している歯周病検診の受診券を同時に使うことはできません。本健診と市町村で実施している歯周病検診とでは、助成内容が異なる場合もありますので、どちらの受診券を使用して健診を受けるかは受診者と相談をして決定してください。

普段通われている患者さんが定期健診の際、受診券を持参されたのですが・・・

本健診の検査内容は歯科健康診査票に記載の事項（現在歯・喪失歯の状況、歯肉の状況、口腔清掃状況、歯石の付着、その他の所見）及び歯科衛生士等による歯科保健指導です。歯科医院で行っている通常の定期健診の内容と異なる場合はよく説明し、同意をいただいたうえで受診券を使用し、本健診を行ってください。

直接受診型歯科健診に関するお問い合わせは・・・ **新潟県歯科保健協会** [へ](#)

TEL 025-283-0525 FAX 025-283-4746 E-mail ndhs@plum.ne.jp